

表 55 県有林の評価明細  
公有財産一覧(県有林分)

(平成21年3月31日時点)

口座名	分類	用途区分	所在地	土地面積 (㎡)	土地評価額 (円)
			市町村		
中箕輪苗畑	行政財産	その他の公用施設	箕輪町	44,797.00	1,434,000
米子苗畑	行政財産	その他の公用施設	須坂市	30,645.00	1,134,000
切原	行政財産	県有林	佐久市	483,300.00	79,745,000
小海	行政財産	県有林	小海町	7,575,940.00	1,181,847,000
南牧	行政財産	県有林	南牧村	3,215,280.00	382,618,000
春日	行政財産	県有林	佐久市	3,946,617.00	872,202,000
西塩田	行政財産	県有林	上田市	1,518,116.00	237,737,000
別所	行政財産	県有林	上田市	543,051.00	99,704,000
武石	行政財産	県有林	上田市	1,319,561.00	113,218,000
北山	行政財産	県有林	茅野市	1,013,089.00	34,445,000
下諏訪	行政財産	県有林	下諏訪町	3,285,423.00	483,614,000
駒ヶ根	行政財産	県有林	駒ヶ根市	32,745.00	4,250,000
高遠	行政財産	県有林	伊那市	6,939,977.00	343,529,000
高遠第2	行政財産	県有林	伊那市	833,490.00	13,336,000
中箕輪苗畑山林	行政財産	県有林	箕輪町	34,154.00	9,508,000
南箕輪	行政財産	県有林	南箕輪村	1,626,534.00	330,186,000
長谷	行政財産	県有林	長谷村	499,649.00	9,793,000
大平	行政財産	県有林	飯田市	4,611,803.00	668,250,000
和合	行政財産	県有林	阿南町	1,313,100.00	17,727,000
伍和	行政財産	県有林	阿智村	5,158,036.00	210,448,000
智里	行政財産	県有林	阿智村	1,350,120.00	59,945,000
大鹿	行政財産	県有林	大鹿村	535,090.00	10,113,000
福島	行政財産	県有林	木曾町	664,401.00	68,168,000
檜川	行政財産	県有林	塩尻市	99,564.00	3,226,000
三岳	行政財産	県有林	木曾町	2,222,016.00	136,876,000
入山辺	行政財産	県有林	松本市	5,570,939.00	999,426,000
本郷	行政財産	県有林	松本市	9,739,776.00	878,528,000
波田	行政財産	県有林	波田町	5,142,906.00	499,890,000
堀金	行政財産	県有林	安曇野市	1,702,800.00	216,085,000
南小谷	行政財産	県有林	小谷村	3,351,705.00	145,464,000
北小谷	行政財産	県有林	小谷村	4,123,893.00	185,575,000
米子苗畑山林	行政財産	県有林	須坂市	38,654.00	2,312,000
倉科	行政財産	県有林	千曲市	1,160,091.00	108,817,000
八幡桑原	行政財産	県有林	千曲市	3,147,821.00	307,227,000
大岡	行政財産	県有林	長野市	2,072,047.00	66,306,000
古海	行政財産	県有林	信濃町	1,304,181.00	64,687,000
野尻	行政財産	県有林	信濃町	604,071.00	32,137,000
縦ヶ崎	行政財産	県有林	信濃町	118,600.00	7,638,000
戸隠森林植物園	行政財産	県有林	長野市	4,641.00	235,000
柳原	行政財産	県有林	飯山市	446,747.00	17,200,000
			合計	87,425,370.00	8,904,580,000.00

(資料：長野県の資料に基づき監査人作成)

### (3) 県営林経営費特別会計の状況

県営林の維持管理は、すべて県営林経営費特別会計で行われている。平成20年度決算の収支状況は、収入が369,455千円(うち一般会計繰入金169,481千円)、支出が332,481千円である。

当該会計における借入金残高が 30 億 6073 万円ある。そのため、支出内訳としては、県債の償還費（121 百万円）と間伐費用（151 百万円）が大半を占めている。収支明細は下記のとおりである。

**表 56 県営林経営費特別会計の収支明細**

県営林経営費特別会計

平成20年度

(単位:千円、%)

歳入	金額	構成比	歳出	金額	構成比
国庫支出金	66,712	18%	管理費	43,831	13%
財産収入	33,856	9%	財産費	7,063	2%
一般会計繰入金	169,482	46%	造林費	272,623	82%
繰越金	28,214	8%	県債償還元本	61,987	19%
諸収入	32,191	9%	県債償還利子	59,347	18%
県債	39,000	11%	県有林造林費	73,248	22%
			分収林造林費	78,041	23%
			施設費	8,964	3%
合計	369,455	100%	合計	332,481	100%

(4) カーボンオフセットモデルの検討－森林の CO<sub>2</sub>吸収と企業等の排出量規制を手掛かりにして－

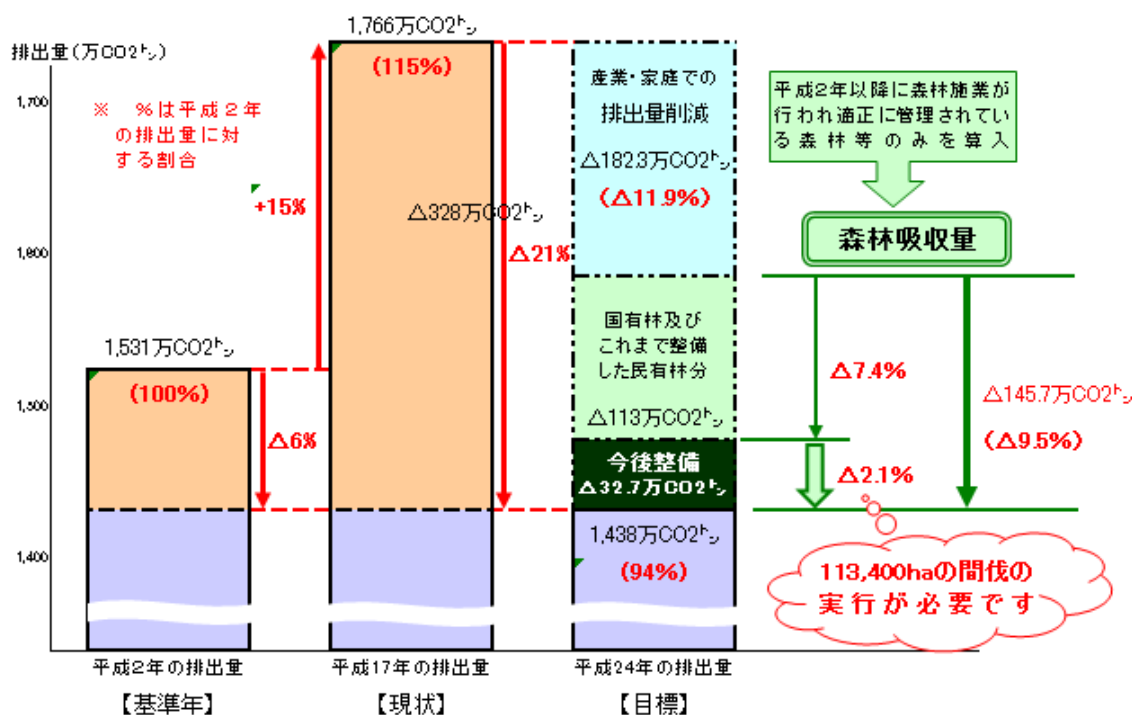
① 森林による CO<sub>2</sub>吸収量

わが国は、京都議定書における温暖化効果ガス削減目標 6 %のうち、3.8%相当 (1,300 万炭素トンは 4,747 万二酸化炭素トンを) を森林吸収により削減することが認められ、第一約束期間(2008～2012 年)の平均で達成すべき目標となっている。

京都議定書では、温暖化効果ガスの削減量にカウントできる森林吸収量は、1990 年以降森林整備が行われている森林及び保安林や国立公園等法令により伐採制限がされている天然生林に限定されている。

長野県では、「長野県地球温暖化防止計画」(平成 20 年 2 月)において、温室効果ガスの排出削減目標を達成するため、平成 2 年の温室効果ガス総排出量に対して 9.5%に相当する森林の CO<sub>2</sub>吸収量の確保を図るとしている。そのため、今後一層の間伐等の森林整備を行う必要があり、具体的には 113,400ha の間伐が必要としている。この 113,400ha は、県の中期総合計画において、平成 20 年度～24 年度累計の間伐面積の目標としている。

図 14 CO<sub>2</sub>の森林吸収量と間伐面積の目標



(資料:長野県環境部「長野県地球温暖化防止県民計画」に基づき森林政策課作成)

この間伐等の森林整備を実行した場合に、平成 24 年度において見込める長野県の森林吸収量は、長野県が試算した数値では、39.7 万炭素トンは145.7 万二酸化炭素トンとなっている。

企業における二酸化炭素取引価格として、CO<sub>2</sub> 1 トン 1212 円 (日経新聞 2009 年 9 月 12 日) という金額が公表されている。あくまでも参考ではあるが、もしもその金額で換算すると長野県の CO<sub>2</sub> 森林吸収量は 1,765 百万円に相当する。

(参考) 日経新聞の記事

環境省は 9 月 11 日、国内企業が自主的に二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) の排出量を削減して過不足分を企業間で売買する「自主参加型排出権取引制度」で、排出権取引の平均価格が CO<sub>2</sub>、1 トン当たり 1212 円だったと発表した。2006 年度に始まった同制度で価格が公表されたのは初めてである。企業に削減義務を課してる欧州連合 (EU) の排出権取引価格は 1 トン 3000 円程度で、削減義務のない日本の取引は割安となった。

## ② 森林 CO<sub>2</sub> 吸収量の評価・認証について

長野県では、平成 18 年度に「長野県地球温暖化対策条例」を制定して、規則で定める事業者には、「排出抑制計画」及び「達成状況」の作成、提出、公表を義務づけている。

また、平成 20 年 10 月より、民間企業の環境対策への貢献意欲の高まりを促進し、

森林整備へつなげるために、森林（もり）の里親促進事業等により整備した森林のCO<sub>2</sub>吸収量を評価認定し、企業等の協力による間伐等を促進している。

森林の里親契約の実績は、平成15年度から46件あり、平成21年10月27日現在で42件ある。契約者は企業等と市町村等であり、県はその仲介役をしている。契約者は企業がほとんどであるが、新宿区が伊那市と契約しているケースもある。

新宿区のような都心の自治体は、食糧や空気など長野県のような外部環境に依存しており、その意味では単独では存在することができないものであり、このような事例が増えることを期待するものである。

### ③ CO<sub>2</sub>排出削減量取引について

国内で取引されるCO<sub>2</sub>の排出削減量については、大きく分けて次の2種類がある。キャップアンドトレードの制度に基づくものと、カーボンオフセットの制度に基づくものである（下表参照）。

キャップアンドトレードの制度に基づくものは、①京都議定書上で排出削減の国際取引が認められるもの（気候変動枠組条約事務局が認定）、②国の自主参加型国内排出量取引制度で取引が認められるもの（国機関が認定）、③ローカルルールに基づき取引が行われるもの（それぞれの運営主体が認定、(例)東京都の制度など）である。

カーボンオフセットの制度に基づくものは、①国のオフセット・クレジット（J-V E R）制度に基づき取引が認められるもの（国機関が認定）、②ローカルルールに基づき取引が行われるもの（それぞれの運営主体が認定）がある。